

公立大学法人高崎経済大学奨学奨励費取扱要綱

平成23年度

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）の予算目的区分中、教育研究支援経費に定める奨学奨励費（以下「奨励費」という。）の運用等について定めるものとする。

(責務)

第2条 この要綱に基づき、理事長及び奨励費の推薦をしようとする者（以下「推薦者」という。）、並びに支給を受けようとする者（以下「受給者」という。）は、実施にあたり、次に定める事項を遵守するものとする。

(1) この要綱に定める条件を理解し、公正かつ適切に運営すること。

(2) この要綱に定めるもののほか、法人又は高崎経済大学（以下「本学」という。）が定める諸規程の趣旨に反しないこと。

(3) 奨励費の支給又は使途について透明性を保つように特段の配慮をすること。

2 理事長は、前項の定めと著しく反すると認められるときは、既に支給した奨励費の一部又は全部を返還させ、又は未執行の奨励費の執行停止を命じることとする。

(奨励費の目的)

第3条 奨励費は、次の各号に該当する本学学部学生又は本学研究科学生（以下「学生等」という。）の教育研究活動及び修学活動を支援することを目的とする。

(1) 学生等の個人又は団体でのコンクール等への全国大会等出場

(2) 学生団体連絡協議会に所属するサークル活動等での全国大会等出場

(3) 学生等の修学上、奨励費を支給することが有益であると認められる修学活動、研究活動、課外活動又は地域活動

(奨励費の支給)

第4条 奨励費の支給は、予算の範囲内で理事長が行う。

(繰り越し)

第5条 奨励費は、当該予算額に残額が生じた場合においても、翌年度以降に繰越すことができない。

(申請)

第6条 奨励費の推薦者は、奨学奨励費支給推薦書（以下「推薦書」という。様式第

- 1 号又は様式第2号)に必要事項を記載のうえ、理事長に提出しなければならない。
- 2 奨励費の推薦は、随時行うことができる。
- 3 第3条第1号及び第2号に定めるものは、演習担当教員又は課外活動等顧問教員(以下「教員等」という。)が理事長に推薦する。ただし、推薦を行うべき教員等が存在しない場合には、受給者自ら申請することができる。
- 4 第3条第3号に定めるものは、当該学生が所属する学科長(共同による場合は、代表者の所属する学科長)又は研究科長が理事長に推薦する。

(審査及び決定)

第7条 理事長は、前条に定める推薦があった場合、次に定める区分により、支給額を決定し、又は第9条に定める奨励費審査会(以下「審査会」という。)に審査を命じるものとする。

- (1) 第3条第1号又は第2号にかかる推薦又は申請があった場合 別に定める基準(以下「基準」という。)に従い、支給額を決定する。
- (2) 第3条第3号にかかる推薦があった場合 支給の適否について審査会に審査を命じるものとする。

2 前項第2号の定めにより理事長から審査を命じられた審査会は、当該申請のあった事案について、基準に従い奨励費の支給及び支給額が適当であるかを判断し、その結果について速やかに理事長に報告するものとする。

3 審査会は、審査にあたり、審査会に推薦者を出席させ、申請内容について直接説明を聴くことができる。

(審査会を経た決定)

第8条 理事長は、前条第1項第2号の規定により審査会に審査を命じたときは、審査会の審査報告に基づき、奨励費の支給を決定する。

2 理事長は、奨励費の支給の適否について決定したときは、奨学奨励費支給通知書(様式第3号)により支給の有無を推薦者又は申請者に通知する。

(審査会)

第9条 第7条第1項の規定に基づき、奨励費の支給の適否を審査するため、審査会を設置し、審査会は次の各号に定める委員により構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 事務局長
- (4) 学生部長

(5) 教育研究審議会委員のうちから、教育担当副学長が指名する2人の委員

2 前項の定めにかかわらず、審査会において審査すべき事案のうち第3条第3号に基づく申請について、前項各号に定める者が、当該事案の受給者の主たる教育上の指導者となっているときは、当該事案に限り、当該委員は審査会の審議に加わるることができない。

(会議)

第10条 審査会に議長を置き、教育担当副学長をあてる。ただし、教育担当副学長に事故あるとき、又は欠けたとき、若しくは前条第2項の定めところにより、審議に加われないときは、研究担当副学長が議長を務めるものとする。

(報告)

第11条 受給者は、その成果について、奨学奨励費成果報告書(様式第3号)により理事長に報告するものとする。

(返還)

第12条 受給者は、奨励費の支給を受けた計画が縮小となった等の理由により、支給された額に余剰が生じたときは、速やかに法人に当該余剰金額を返還しなければならない。

(公開)

第13条 理事長は、奨励費の支給を決定したときは、速やかにその受給者、支給の原因となった事由及び金額について、学長に教育研究審議会でも報告させるとともに、本学ホームページに公表するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、奨励費の支給については、法人及び大学において定める規則、規程等の定めるところによる。

(改廃)

第15条 この要綱の改廃は、理事長が行う。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日第 2 号）

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 17 日第 8 号）

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条第1号・第2号関係）

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学理事長 様

奨学奨励費推薦書

奨励項目	(1) 学生等の個人又は団体でのコンクール等への全国大会等出場 (2) 学生団体連絡協議会に所属するサークル活動等での全国大会等出場	
受給者 (代表者)	氏 名	
	所属学部学科（研究科）、学年	
複数の学生 等による場 合の他の受 給者	氏 名	所属学部学科（研究科）、学年
受給対象と る大会名等		
推薦者 (申請者)		

※枠内を記入すること。

※この用紙で不足する場合は、必要に応じ、別添資料を用意すること。

様式第2号（第3条第3号関係）その1

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学理事長 様

奨学奨励費推薦書

活動項目		
受給者 (代表者)	氏 名	
	所属学部学科（研究科）、学年	
団体による 場合の他の 受給者	氏 名	所属学部、学科、職名
活動の目的		
活動の概要		
推薦の理由		
推薦者	所属	学部 学科（ 研究科）
	職名	氏名

※枠内を記入すること。

※この用紙で不足する場合は、必要に応じ、別添資料を用意すること。

様式第2号（第6条第4号関係）その2

奨学奨励費内訳（概算）

奨学奨励費申請額	総事業費	奨学奨励費以外の経費
① 円	② 円	③ = ② - ① 円
奨学奨励費申請額内訳		
区分	金額（円）	明細
（消耗品費）		
（旅費）		
（備品費）		
（印刷製本費）		
合計		

年 月 日

奨学奨励費支給通知書

公立大学法人高崎経済大学理事長

印

様

あなたから、推薦のあった奨学奨励費の支給について、審査の結果、下記の通り決定したので、通知します。

記

支給の適否	奨学奨励費を支給する（支給しない）。		
承認番号		支給金額	円
支給理由			
受給者 (代表者)	氏名		
	所属学部、学科、職名		
共同受給者	氏名	所属学部、学科、職名	役割分担

注意 1 この支給を受けたことによる成果の報告は、来年度の4月30日までに別に定める様式に基づき提出するものとする。

2 支給を受けた奨学奨励費の支出にあたっては、公立大学法人高崎経済大学が定める、会計処理にかかる諸規程に従うものとする。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学理事長 様

奨学奨励費成果報告書

承認番号 _____

活動課題		
受給者 (代表者)	氏 名	
	所属学部学科（研究科）、 学年	
活動成果		
今後の計画、課題等 (第3条第1号又は 第2号のときは、省 略可)		

※枠内を記入すること。

※この用紙で不足する場合は、必要に応じ、別添資料を用意すること。

※精算書は別途添付すること。